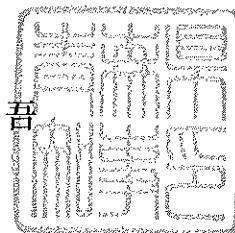


青原立第126号
平成25年4月19日

なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク
共同代表 浅石紘爾・大竹進・鳴海清彦 殿

青森県知事 三 村 申



公開質問状に対する回答について

平成25年3月27日付けで提出のあった公開質問状について、別添のとおり回答します。

担当)
原子力立地対策課
広報企画グループ 成田
TEL 017-734-9738
FAX 017-734-8213

なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク（平成25年3月27日）に対する回答

1. 原子力基本法の第二条基本方針に、「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。2 前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」と明記されています。この条文をどのように考え、青森県の原発・核燃政策を推し進めてこられましたか。ここに掲げられた自主・民主・公開の三原則は守られてきたとお考えですか。また追加された「安全保障に資することを目的」とする条項は平和利用の原則に違反すると思います。貴職の見解をお聞かせください。

答1 国においては、原子力基本法に基づき、原子力の利用等に関する施策を計画的に遂行するための基本的な方針が定められてきましたところです。その中において、我が国では、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用する核燃料サイクル政策を基本的方針とするとされ、県では、県内に立地する原子力施設について、こうした国のエネルギー政策、原子力政策に沿う重要な施設であるとの認識の下、その立地に協力してきたところです。

2 改正後の原子力基本法第2条においても、原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り行うものとする旨が規定されており、このことが我が国の安全保障に反するものではないと認識しています。

2. むつ・中間貯蔵施設の操業計画が示されました。これによると、受け入れから30年から50年の間に出て行く先は再処理工場となっていますが、これは現在もまだ竣工していない六ヶ所再処理工場のことですか、それともその後に予定されている第2再処理工場のことですか。貴職の解釈をお聞かせ下さい。

答1 中間貯蔵された使用済燃料の処理方策については、平成17年に策定された原子力政策大綱において、六ヶ所再処理工場の運転実績、高速増殖炉及び再処理技術に関する研究開発の進捗状況等を踏まえて検討することとされているところです。

2 むつ市に計画されている使用済燃料中間貯蔵施設については、協定書にあるとおり、「使用済燃料を再処理するまでの間一時貯蔵する施設」として立地を了承したものです。

3. むつ市に建設中の使用済核燃料中間貯蔵施設の貯蔵量5,000トンの80%を占める東京電力では、福島第1、第2の廃炉か廃止が検討され、柏崎刈羽原発も活断層問題で再稼働が困難な状況です。このような中で、中間貯蔵の必要性はないと思うのですが、貴職の見解をお聞かせください。

答 去る1月17日、茂木経済産業大臣に対し確認・要請を行った際、大臣からは、
・核燃料サイクル政策の意義は何ら変わらない、六ヶ所再処理工場や、むつの中間貯蔵施設等についても、竣工に向けて着実に進められるものと考えている
・核燃料サイクルについては、国策として引き続き継続して進める旨の回答をいただいたところです。

4. 原子力防災範囲選定に際して、六ヶ所再処理工場の防災範囲は半径約5kmとなっています。原発の防災範囲が半径30kmに拡大されるのに、再処理工場が約5kmでいいというのは、どういう根拠に基づくのですか。原発に比べて、被害の大きさが予想される再処理工場の防災範囲は、原発以上に拡大する必要があるませんか。貴職の見解をお聞かせください。

答1 地域防災計画は、国の防災基本計画を基本に、専門的・技術的事項については原子力災害対策指針に基づき作成することとされています。原子力災害対策指針（平成24年10月策定、平成25年2月改定）では、原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の範囲を施設から半径30kmに拡大し、その中にPAZ及びUPZの概念を導入しましたが、再処理工場については、重点区域の目安は約5kmとされており、併せて、原子力発電所以外の原子力施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、今後、国で検討すべき課題として整理されているところです。

2 県としては、今後予定される国の検討状況を注視し、原子力災害対策指針の改定を踏まえ、適時適切に地域防災計画に反映することとしています。

5. 事故発生時の風向きによって、放射性プルームの及ぶ範囲は半径30kmを超えることが予想されていますが、なぜ青森県では、ヨウ素剤の配布対象を半径5km以内とするのですか。

答 県では、原子力規制委員会が定めた「原子力災害対策指針」を踏まえ、今回の青森県地域防災計画（原子力編）の修正において、UPZ（原子力施設から概ね30km）及びPAZ（原子力施設から概ね5km）を原子力災害対策重点区域として安定ヨウ素剤を適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備することとしたところです。

特にPAZ内においては住民等に対する事前配布を含め、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備することとしたところです。

なお、「原子力災害対策指針」によると、原子力災害対策重点区域のうちPAZにおいては、全面緊急事態に至った場合、避難を即時に実施するなど予防的防護措置を実施することが必要となります。この避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、平時から地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備することとされたところです。

6. 青森県防災ページに、1578年頃下北半島における大地震、大津波で海岸線が大きく変動したという「大海嘯（だいかいしょう）」が起きたという記述があります。下北半島に再び「大海嘯」が起きる場合を想定すれば、県内の原子力施設は廃止し、建設を中止すべきです。少なくともこの事態を想定して、住民の避難体制を策定すべきです。貴職の見解をお聞かせください。

- 答1 原子力施設の安全を確保するためには、第一義的には事業者が責任を持って取り組むとともに、法令に基づき一元的に安全規制を行っている国が、その役割を果たしていくことが基本であると考えています。
- 2 現在、原子力規制委員会において、事故の教訓や最新の技術的知見等を踏まえた新たな規制基準の策定や活断層の評価が行われているところであり、原子力施設の稼働については、原子力規制委員会による安全性の確認が前提になると考えています。
- 3 一方、東日本大震災を踏まえ、国から示された地震・津波対策の基本的な考え方として、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定し、住民避難を軸とした総合的な津波対策を講じるとされたことを受け、県では、学識経験者等からなる青森県海岸津波対策検討会を設置し、昨年10月に太平洋側、本年1月に日本海側及び陸奥湾における最大クラスの津波を想定した津波浸水予測図を公表したところであり、これには御指摘の「大海嘯」クラスも含まれるものと考えます。
- 4 この津波浸水予測図の作成により、沿岸市町村における津波避難計画や津波ハザードマップの見直しなど、「減災」の考え方に基づく住民避難を軸とした津波対策の充実・強化に資するとともに、地域住民の防災意識の向上にも繋がるものと考えています。
- 5 また、県では、この津波浸水予測の成果を踏まえ、人命を守ることを最優先に「逃げる」という観点に立って地域ごとに最適な避難所・避難経路を検証し、ソフト・ハード対策が相俟った市町村ごとの防災公共推進計画を市町村と共同で策定することとしています。
- 6 さらには、この津波浸水予測図を基に、昨年度からの2ヶ年計画で県内全域の総合的な被害想定調査も実施しており、その調査結果を県地域防災計画の見直しなどに反映させていくこととしています。
- 7 引き続き、県民の安全・安心を確保するため、市町村や関係機関と情報共有を図りながら、県全体の防災対策の充実・強化に取り組みます。

7. 大陸棚外縁断層と六ヶ所断層の連動する巨大地震が起こる可能性が、池田安隆 東京大学准教授が論文「下北半島沖の大陸棚外縁断層」で指摘されています。 六ヶ所再処理工場、使用済核燃料プール、高レベル放射性廃棄物貯蔵施設は、 巨大地震に対しどのように安全対策がとられているのか、事業者からどのように確認していますか。

答 日本原燃株式会社では、

○再処理工場及び廃棄物管理施設は、これまでに現行の耐震設計審査指針に照らし 合わせて適切に評価しているとの見解を旧原子力安全・保安院及び旧原子力安全 委員会から得られており、また地震等を起因として外部電源喪失が発生した場合 を想定し、再処理工場では非常用ディーゼル発電機5台によって必要な電源を確 保し安全機能を維持できるよう対策を講じている。

○さらに、再処理工場では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急安全対策として、従来の外部電源が喪失した際の対策に加えて、ディー ゼル発電機による電源供給もできない全交流電源喪失の状態になった場合に電 源車による電源確保を行う対策を講じている（電源車3台配備）。これにより、 全交流電源が喪失した場合でも高レベル廃液を冷却する機能や水素の滞留を防 止する機能の確保が可能である。これに加えて、更なる電源の信頼性向上の観点 から、東北電力株式会社の新たな送電線からの受電設備の新設などについても計 画を進めているところである。

○また、高レベル廃液を冷却する機能が設備の故障等により喪失した場合の対応策 として、高レベル廃液貯槽等の冷却水コイルへの注水を行うことで高レベル廃液 の冷却が維持できるように必要な大容量消防ポンプおよびホース等の資機材を 平成24年4月に配備済みである。

○なお、廃棄物管理施設については、電源を要する冷却機能は求められておらず、 水素爆発を考慮する必要がないことを旧原子力安全・保安院から示されているこ とから緊急安全対策は実施していない。

○今後、再処理工場及び廃棄物管理施設について原子力規制委員会より新規制基準 が公布・施行されれば適切に対応していく。

とのことであり、県としては、事業者の対応状況を注視していきたいと考えていま す。

8. 2011年3月11日の福島第一原発事故以降、放射能汚染に関する国民の危機意識が高まり、福島県の第一次産業は立ち行かなくなりました。青森県には優秀な第一次産業がありますが、県内の原子力施設で事故が起きた場合、福島県と同様の影響を受けると思われます。第一次産業を守る観点に立って、貴職から県内の原子力施設の廃止を国と事業者に申し出るべきではないですか。県内の産業を放射能汚染から守るためどのような方法を考えていますか。

答 1 県では県内原子力施設周辺の住民等の健康と安全を守るために、国が策定した環境放射線モニタリングに関する指針及び専門家の意見を踏まえたモニタリング計画を策定し、平成元年度から施設周辺の環境放射線モニタリングを実施してきました。

2 環境放射線モニタリングでは、施設周辺に設置したモニタリングステーション等の自動測定装置により、環境の放射線を常時監視するとともに、空気、土、河川水、海水、水道水、農畜産物、海水産物などを採取し、含まれる放射性物質を定期的に調査しています。

3 監視・調査結果については、学識経験者、県議会議員、関係市町村の長、議会の長や関係団体の長などで構成される青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議で、四半期ごとに評価・確認されます。この評価・確認結果は、新聞広告、ホームページや広報誌「モニタリングつうしんあおもり」等で広く県民にお知らせしています。

4 県内原子力施設に係るモニタリングについては、今後とも住民の健康と安全を守るために引き続き実施し、施設から環境への影響について調査した結果と専門家の評価した結果についてお知らせしていきます。

9. 福島原発事故以降、青森県の第一次産業と観光産業に与えた影響を、どの程度と貴職は認識されていますか。

県内の原子力施設で3・11福島原発級の事故が起きた場合、青森県の第一次産業にどのような被害が、何年間及ぶと考えていますか。具体的な数値を上げてご回答ください。

また、原発よりも再処理工場の方が放射能放出の割合が多いということが知られています。再処理工場が操業された場合、青森県の第一次産業と観光産業にどのような影響が出ると貴職は認識されていますか。

答1 本県の第一次産業では、牛肉及び子牛、マダラについて、生産者団体等が東京電力株式会社に損害賠償請求を行っています。

牛肉及び子牛については、風評被害が発生した平成23年7月から平成25年2月までの損害額として約61億円を請求しているほか、平成25年3月以降の損害額についても、今後、順次請求していく予定であると聞いています。

また、マダラについては、平成24年6月19日から7月25日までと、平成24年8月9日から10月30日までの期間、出荷自粛及び国の出荷制限により、漁獲することができなかったことから、減収分等の損害賠償請求を行っていると聞いていますが、損害額については当事者間の交渉のため把握していません。

2 一方、観光面では、全国的な旅行自粛、訪日旅行に対する不安や青森・ソウル線の運休など、本県の誘客に深刻な影響が生じたところであり、特に震災のあった平成23年3月には、本県の主な観光施設の入込は前年比59.0%、主な宿泊施設の利用状況は76.5%と、震災前に比べ大幅な減少となりました。

3 なお、原子燃料サイクル施設の保守、運営等に起因して風評被害が発生し、住民等からその被害の補償要求を受けた場合は、「風評による被害対策に関する確認書」に基づき、事業者は誠意を持って当事者間で解決することとしています。

10. 青森県に立地された原子力施設がこれまで青森県に及ぼした経済波及効果をどの程度と捉えていますか。具体的に数値を上げてご回答下さい。

答1 本県では、原子力施設の立地に当たっては、安全確保を第一義に、地域振興に寄与するとの観点から協力してきたものです。

2 地域振興については、これまでも、地元企業の受注機会の拡大、地元雇用の促進、関連企業・研究機関の立地のほか、税収の増加や電源三法交付金が平成23年度までに、県全体で2,334億円余が交付され、生活基盤・産業基盤の整備や地域福祉の向上に活用してきたところであり、相当程度の地域経済の活性化と地域振興効果があったものと認識しています。

11. 原子力立地自治体の中には、核燃料税等の受け入れを拒否する自治体が出ています。青森県は使用済み核燃料の貯蔵に高額の核燃料税を課していますが、このような課税を続けるならば、青森県の財政は原子力施設依存体質に陥ってしまいます。「脱原発」が圧倒的世論となっている昨今、このまま原子力マネーに依存することの弊害について貴職の見解をお聞かせ下さい。

答 1 地域振興策である電源三法交付金については、立地・周辺地域はもとより、広く県全体の振興を図るため、産業・雇用、医療福祉、人材育成など本県の実情を踏まえた地域振興の推進のために国から交付されています。

2 この国の制度は、発電用施設周辺地域整備法では、発電用施設の周辺の地域における公用施設の整備等を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的としています。

3 その制度創設の背景として、電気の消費地と生産地との受益と負担の均衡を図るために措置が必要であったものと認識しています。

4 県としては、この制度を通じ、発電用施設の立地・周辺地域において、住民の安全・安心を第一義に、様々な地域振興策が講じられているものと考えています。

12. 現在、辛うじて大飯原発3、4号機が運転されていますが、2月の厳冬期を節電で乗り切り、電力需要に3%を超える余裕がありました。電力不足を理由に、日本中の原発を運転する理由は見当たらないこととなりましたが、貴職はどのように考えますか。

答 エネルギーの安定供給は、水、食料、防衛などとともに、国家安全保障上極めて重要な課題であり、国民生活と産業経済の維持に欠かせないものと認識しています。また、地球温暖化に対する観点からは、脱化石燃料と低炭素社会の実現が求められており、原子力、火力、再生可能エネルギーなどのベストミックスを図ることが重要であると考えています。

13. 六ヶ所再処理工場が10月に竣工される予定ですが、事故が起きなくても日常的に莫大な放射能を垂れ流します。青森県として、その被ばく対策をどのように講じようとしていますか。

答1 県では県内原子力施設周辺の住民等の健康と安全を守るため、国が策定した環境放射線モニタリングに関する指針及び専門家の意見を踏まえたモニタリング計画を策定し、平成元年度から施設周辺の環境放射線モニタリングを実施してきました。

2 環境放射線モニタリングでは、施設周辺に設置したモニタリングステーション等の自動測定装置により、環境の放射線を常時監視するとともに、空気、土、河川水、海水、水道水、農畜産物、海水産物などを採取し、含まれる放射性物質を定期的に調査しています。

3 監視・調査結果については、学識経験者、県議会議員、関係市町村の長、議会の長や関係団体の長などで構成される青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議で、四半期ごとに評価・確認されます。この評価・確認結果は、新聞広告、ホームページや広報誌「モニタリングつうしんあおもり」等で広く県民にお知らせしています。

4 県内原子力施設に係るモニタリングについては、今後とも住民の健康と安全を守るために引き続き実施し、施設から環境への影響について調査した結果と専門家の評価した結果についてお知らせしていきます。

14. 県独自に、原子力施設敷地及びその近傍の活断層調査をするつもりはありますか。

答1 原子力施設の安全を確保するためには、第一義的には事業者が責任を持って取り組むとともに、法令に基づき一元的に安全規制を行っている国が、その役割を果たしていくことが基本であると考えています。

2 現在、原子力規制委員会において、事故の教訓や最新の技術的知見等を踏まえた新たな規制基準の策定や活断層の評価が行われているところであり、県としてはその対応状況を注視しているところです。